平成２３年（フ）第１１１号
石川県河北郡内灘町字大根布２丁目174番地
債務者　出島　喜一
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　利男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２５９０号
札幌市西区西野２条５丁目４番７号　株式会社光海藻３階301号、住民票上の住所札幌市東区東苗穂６条１丁目17番12―202号
債務者　伊藤　文泰
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下川原慎吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４７号
北海道帯広市西25条南３丁目25番地１　コーポハッピーリバーＡ
債務者　熊谷　信夫
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武部　雅充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
札幌市白石区栄通21丁目17番12号　蜂谷コーポ102号
債務者　中出　正明
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岩　篤郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７７３号
札幌市中央区南10条西20丁目３番28―103号
債務者　渡辺　繁已
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７６号
釧路市緑ケ岡５丁目４番226号
債務者　坂野　勝美
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那知　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第６５３号
大分市久原中央１丁目９番18―802号　シーサイド大平
債務者　川野　貴善
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井雄一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１２７号
静岡市葵区足久保口組3276番地の192、前住所静岡市葵区駒形通２丁目２番11号
債務者　齋藤　真人
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　幸山　秀明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３号
札幌市中央区南11条西１丁目２番15―601号
債務者　秦　　洋
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪野　　亨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０７号
石川県かほく市高松ウ47番地、住民票上の住所石川県かほく市高松ノ32番地１
債務者　羽田　俊哉
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川紘之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３２号
三重県伊勢市神久６丁目４番20号、前住所三重県鳥羽市安楽島町1045番地55
債務者　里中　貞美
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北岡　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
岐阜市細畑塚浦61番地１、申立時の住所岐阜県羽島郡笠松町田代461番地の６
債務者　伴野　克己
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝　　英則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月12日午前11時25分
5　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第９３号
秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢３番地100　県営南ヶ丘住宅４―101
債務者　保坂　千春（旧姓須田）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５号
秋田県山本郡三種町下岩川字達子37番地３
債務者　近藤　豊勝
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第２６号
秋田県山本郡三種町下岩川字達子37番地３
債務者　近藤真理子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第５号
福島市荒井字苗代添43番地　県住３―201
債務者　遠藤　年男
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福島地方裁判所